プロジェクト　ASAF対応
項目　排出物価格設定メカニズム（排出権取引）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015年10月ASAF会議において議論される排出物価格設定メカニズムにかかるこれまでの経緯、IASBスタッフによる今回のASAF会議向けのアジェンダ・ペーパーの概要、事務局による分析、及び、ASBJの発言案をまとめたものである。

II. これまでの経緯

2. IFRS解釈指針委員会（IFRIC）は、2003年5月公開草案を公表したうえで、2004年12月に解釈指針IFRIC第3号「排出権」の公表を行った。同解釈指針は、次の事項を内容とするものである。

(1) 排出枠は無形資産である。
(2) 政府から排出枠を無償で与える行為は、政府補助金と同様と考えられる。このため、排出枠は当初認識時点において公正価値により無形資産として認識するとともに、貸方に同額を繰延勘定として計上する。
(3) その後、企業が排出した二酸化炭素に対応して報告日末において企業がコミットメントを果たす上で必要と考えられる義務を、報告日末において負債として認識する。当該負債は、排出枠の市場価値を参照して、各報告日末に測定される。
(4) 企業は、政府補助金を規則的に償却し、償却額を純利益に認識する。
(5) 排出枠は、売却時点又は企業が政府との間で排出枠に関する決済が行われた時点で、認識の中止が行われる。また、排出枠が活発な市場で売買される場合、排出枠について償却は行われない。

3. しかし、IFRIC第3号については、会計上のミスマッチを生じさせるもので、これによって生じる混乱は財務諸表利用者にとって関連性があって目的適合的な情報を提供するものでないという指摘が多くなされた。IASBは、こうした指摘を踏まえ、2005年6月に同解釈指針を取り消している。その後、実務においては、多様な会計方針が適用されている。

4. 2015年1月に、IASBは、排出物価格設定メカニズムの会計処理について、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ（fresh approach）でプロジェクトを進

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

めていく旨を暫定決定した。その後、2015 年 6 月に開催されたIASBの会議では、プロジェクトの進め方について様々な見解が示された。なお、IASBは、今後、検討結果を踏まえ、ディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。

5. また、2015 年 7 月に開催されたASAF会議では、いわゆる「キャップ・アンド・トレード型」の排出量取引制度を前提[1]とした場合において、現行の実務を踏まえつつ、IASBスタッフ及び中国の会計基準設定主体の代表者から考え得る会計処理に関する代替案が示されたうえで、ASAFメンバーによって、議論が行われた。

6. なお、ASBJ は、排出量取引の会計処理について、「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 15 号）を公表している。わが国における排出量取引スキーム及び排出量取引の会計処理の概要については、別紙 2 をご参照いただきたい。

III. 今回の ASAF 会議における検討事項

背景

7. 2015 年 7 月の ASAF 会議では、ASAF メンバーからは、主に次のようなメッセージが聞かれた（代替案の内容及び ASAF メンバーから示された意見の概要は、別紙 1 参照）。

(1) 殆どのASAFメンバーが、排出枠の割当時に損益（Day 1 gainの認識）を認識することは、経済実態を忠実に表現しないと考えていた。

(2) 多くのメンバーから、実際の排出量が政府から無償で割り当てられた排出枠（政府への排出枠引渡義務）を超えない場合（両者の間に完全に有効なヘッジ関係が存在する場合）には、コンプライアンス期間中に損益を認識しないアプローチが支持された。

(3) 多くのメンバーから、財務諸表の利用者に対して目的適合的で透明性が高い情報を提供するために、次のアプローチが支持された。

① 当初認識時及び毎期末時点において、排出枠（資産）を公正価値で測定する。

② 政府に対して実際の排出量と同量の排出枠相当額を支払う義務（負債）を

[1] 他のスキームには、オークション方式により排出枠を取得する手法もあるが、排出枠の無償の付与のみを対象としている。キャップ・アンド・トレード型の特徴は、排出枠と排出量削減義務とが別個に存在する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

FV-PLで測定する。

8. 今回のASAF会議では、前回の議論を踏まえ、次の 2 点に焦点を当ててブレーン・ストーミング的な議論を行うこととされている[2]。

(1) 排出枠付与時（Day1）の貸方残高の分類及びその後の会計処理

(2) 政府に対して実際の排出量と同量の排出枠を支払う義務（負債）の認識時期

9. なお、「キャップ・アンド・トレード型」の排出量取引制度には、政府から無償で割当が行われるスキームのほか、オークション方式によるスキームがあるが、今回の会議では、政府から無償で割当が行われるスキーム[3]のみを前提としている。

排出枠付与時の会計処理

10. 実務上、排出枠に関して、多くの場合、次のように会計処理されており、コンプライアンス期間を通じて収益(政府補助金の償却額)と費用(排出量に関する引当金)が認識される。

(1) 政府から付与された排出枠は、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に基づき、無償で受け取った時点で、貸方残高(Day 1 credit balance)として繰延収益を認識し、その後、規則的に償却され収益が認識する。

(2) 実際に特定の排出物が排出された時点で、実際の排出量と同量の政府に対する支払い義務を損益計算書に費用として認識するとともに、財政状態計算書において引当金として認識する。

11. 上記の会計処理については、次のような見解が示されている。

(1) 企業が割り当てられた排出枠を下回るように、自らの排出量を減らさない限り、割り当てられた補助金相当額を政府に対して支払わねばならないことが予想されるため、排出枠割当時において収益として認識されるべきでない。

(2) 排出枠割当時に認識される貸方残高（Day 1 credit balance）は、概念フレームワークにおける負債の定義を満たさないと考えられる。

12. 他方、多くの者は、排出枠の割当時に収益を認識することは不適切と考えており、このため、代替的な会計処理を検討する必要があると考えている。このため、以下

---

[2] 検討にあたっては、総額と純額のいずれで表示すべきかという論点もあるが、今回の ASAF 会議では、当該論点は検討対象とされていない。

[3] 政府により排出枠の無償割当が行われるスキームは、排出枠取引スキームへの移行を円滑にするための過渡的な措置を意図したものであり、同スキームの参加者に排出量を削減するインセンティブを与えるため、全体の排出枠は時の経過に伴い減少する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

において、概念フレームワークに照らして、検討が示されている。

（概念フレームワークにおける負債の定義）

13. 概念フレームワークでは、負債は、次のとおり定義されている。

(1) 現行の概念フレームワークにおける定義

負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。（概念フレームワーク 4.4 項（b））。

(2) 2015 年 5 月の公開草案（以下「概念 ED」という。）における概念フレームワークの負債の定義

負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。（概念 ED 4.4 項）

14. 現行の概念フレームワークと概念 ED における負債の定義に大きな変更はないものの、概念 ED における定義では、「現在の義務」について追加的ガイダンスが提供されており、企業は、次の両方に該当する該当する場合に、経済的資源を移転する現在の義務を有するとされている。（概念 ED 4.31 項）

(1) 企業が移転を回避する実際上の能力を有していないこと

(2) 義務が過去の事象から生じている。すなわち、企業は自らの義務の程度を決定する経済的便益の受取り又は活動を行ったこと

15. 排出枠のスキームへの参加者は、同スキームに準拠するコストが高すぎると判断し、工場を閉鎖することがあり得るかもしれない。しかし、概念EDにおける「現在の義務」に関する追加的なガイダンスに従うと、こうした可能性は、次の理由から、政府への支払義務を負債として認識することが妨げるものにならないと考えられる。

(1) 政府への移転（支払い）は、営業をやめることによってのみ可能であること

(2) 支払いを回避するために必要な措置は、事業上の混乱を招くか、支払いを行うよりもより重大な負の結果をもたらすであろうこと

16. また、キャップ・アンド・トレードのスキームにおいて割り当てられた排出枠については、次のような見解もあり得るかもしれない。

(1) 排出枠は過去の実績及び今後の排出見込みに基づき政府より付与されるため、企業は、実質的には、支払いを回避する能力を有していない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 企業は、義務の程度を定める経済的便益（排出枠）を既に受け取っている。

17. さらに、企業に割り当てられた排出枠については、企業は排出枠を付与されるが後に実際の排出量に従い政府へ支払を行う義務があるため、「政府から企業への無利息融資」と実態として類似するという見解もある。また、仮に企業が政府に対して割り当てられた排出枠を下回る排出量に相当する金額を支払うよう、実際の排出量を減らす場合、貸出金の一部を免除することと実態的に同一と考えられるかもしれない。政府による貸出金に関する会計処理については、IAS第 20 号の第 10 項及び10A項に定められており、次回以降に議論するものとする。

18. 他方、割り当てられた排出枠と同量の排出を行う場合、経済的には完全なヘッジ関係にあると考えられる。このため、当該関係を忠実に表現するためには、当初認識時及び毎期末時において、資産と負債は同じ基礎によって測定される必要がある。

排出枠付与後の会計処理

19. 2015 年 7 月のASAF会議では、当初認識時及び毎期末時において、排出枠を資産として認識し、公正価値で測定を行う会計処理について検討を行っていくべきでいう見解が示された。これを前提にすると、割り当てられた排出枠と実際の排出量とのヘッジ関係の有効性を忠実に表現するため、排出枠付与時に認識された負債は事後において、排出時に認識された資産排出時に認識された負債は、同一の基礎で測定されなければならないと考えられる。

20. 仮に割り当てられた排出枠の支払義務が借入義務に類似すると判断された場合、排出枠を通貨単位のように見立てて、割り当てられた排出枠を各報告日において再測定することが認められると考えられる。

21. また、仮に負債を決済するために必要な排出枠の量が実際の排出量と同量である場合、経済的に完全なヘッジ関係が成立している。負債と排出枠（資産）の双方を公正価値で測定することによって、当該ヘッジ関係が反映され、純損益は認識されない。これは、企業が同じ通貨で同量の貨幣性資産及び貨幣性負債を有している状態と同じである。

22. さらに、仮に排出枠が無利息融資と類似すると見做される場合、実際の排出は、単に政府への支払義務を確認するものにすぎないため、実際の排出量が割り当てられた排出量と異なる場合を除き、追加的な会計処理は必要ないと考えられる。

23. しかし、本資料 第 10 項に記載されているとおり、これまで、排出枠割当時における貸方残高は繰延収益と捉えられ、実際の排出量に関する負債が認識されるのと同時に償却を通じて純損益に認識されてきた。これにより、徐々に排出枠付与時の貸方残高が実際の排出量に基づく負債に振り替えられる。この方法によると、実際の

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

排出量に伴う負債が容易に識別できる。

24. これに対して、排出枠付与時の割当額に伴う負債を実際の排出量に伴う負債で置き換えることを別の方法により行うことも可能である。以下において、割り当てられた排出枠と予想排出量との差異をどのように認識すべきかについて検討を行う。

実際の排出量が付与された排出枠を上回ることが見込まれる場合

25. 政府の排出枠の設定は、過去実績や将来における排出量の見込みに基づいているものであるが、企業による実際の排出量と排出枠が完全に一致しない場合があり得る。この場合、排出枠と実際の排出量との間に経済的には完全なヘッジ関係は成立しないため、これに関して純損益が認識されることになる。

26. 仮に、企業による実際の排出量が排出枠を超える場合、当該超過分に関する費用（予想される費用）の認識とその時期について、次の 2 つの見解が示されている。

(1) 見解 1：実際の排出量が排出枠を超えた時点で初めて費用を認識する。

(2) 見解 2：（実際の排出量が排出枠を超えない場合でも）企業による排出に応じて、期間を通じて費用を認識する。

（見解 1：閾値に達するまで費用を認識しない）

27. 見解 1 は、IFRIC 第 21 号「賦課金」の考え方（賦課金を支払う義務は、負債を発生させる事象が発生した際に初めて認識する）と類似している。これによると、割り当てられた排出枠を超えて排出が行われるまで、純損益は認識されない。

（見解 2：実際に排出がされる都度、負債を認識する）

28. 見解 2 は、企業の排出量が排出枠を超えることになる活動は、継続的な事象であるため、義務は、企業による特定の排出が行われる都度直ちに発生するという見解に基づくという見解である。当該見解は、特定の閾値に達するためには、排出量が排出枠に達するように企業が排出を行っているはずであるため、義務は排出が行われる事象に対して期間を通じて発生するという考え方に基づくものである。

ASAF メンバーへの質問事項

29. 以上の分析を踏まえ、今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、次の質問がされている。

(1) 排出枠付与時の貸方残高は、概念 ED の負債の定義を充足するか。またその理由は何か。

(2) 排出枠付与時の貸方残高が負債である場合、排出枠付与時に認識される負債は、その後、実際に排出がされる都度、発生した負債に振り替えがされるべきか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 企業による実際の排出量が排出枠を超えることが見込まれる場合、引当金が認識されるべきと考えるか。また、引当金が認識される場合、たとえば、次のいずれの時点で認識されるべきか。

① 実際の排出量が排出枠を超える時点

② 排出がなされる都度、期間を通じて

IV. 事務局による分析

30. 無償で付与される排出量に関する会計上の取扱いについては、主に、これが専ら市場において取引がされるものか、将来において自社で使用することが見込まれるものかによって会計上の性質は大きく異なると考えられる。

31. すなわち、排出枠について、時価の変動により利益を得ることを目的としており、売買市場が整備され、また売却することによって事業上の制約がない場合（専ら市場において取引がされる場合)、市場における時価の変動が事前に期待した成果に対応するものと考えられるため、付与された排出枠と関連する支払義務の双方を資産と負債と認識したうえで、公正価値で測定し、差額を純損益に認識する方法が適切と考えられる。

V. ASBJ の発言案

32. 今回の ASAF 会議では、ブレーン・ストーミング的な議論が想定されていることから、ASAF メンバーに対する質問(1)～(3)に対しては、事務局による分析で示した点を踏まえ、適宜行うことが考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙 1

2015年7月 ASAF議事概要（関連部分抜粋）

1. IASB は、排出物価格設定メカニズムに関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2015 年 1 月に、本件に関するプロジェクトの進め方について審議を行っている。同会議において、IASB は、今後、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ（fresh approach）でプロジェクトを進めていく旨を暫定決定している。

2. その後、2015 年 6 月に開催された IASB の会議においては、プロジェクトの進め方について様々な見解が示されたが、特段の暫定決定はなされていない。IASB は、今後、世界における排出物価格設定メカニズムに関するより詳細な情報を収集したうえで審議を行い、その後、ディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。

3. IASB は、過去に、欧州において排出量取引制度（EU ETS）の仕組みが導入されること等を踏まえ、2002 年以降、IFRS 解釈指針委員会を中心として排出量取引の会計処理について検討を行い、2004 年 12 月に解釈指針 IFRIC 第 3 号「排出権」を公表している。しかし、IFRIC 第 3 号によると重要な会計上のミスマッチが生じることから、財務諸表利用者にとって目的適合的な情報を提供するものでないという指摘が多くなされた。このため、IASB は、2005 年 6 月に同解釈指針を取り消しており、その後、実務においては、排出権取引について多様な会計上の取扱いが存在する。

4. 今回の ASAF 会議では、いわゆる「キャップ・アンド・トレード型」の排出量取引制度を前提とした場合において、現行の実務を踏まえつつ、考え得る会計処理に関する代替案が示されたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。IASB スタッフ及び中国の会計基準設定主体の代表者から示された会計処理の代替案の概要は、次のとおりである。

   (1) 代替案 1（IFRS 第 3 号で定められていた方法）

   - 排出枠の割当時に、割当排出枠（無償取得分）を資産として発行日の市場価値で測定するとともに、貸方に同額の繰延収益（政府補助金）を認識する。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。

   - 資産は、当初認識後、原価又は市場価格のいずれかで測定するとともに、減損テストの対象とする。また、繰延収益は、スキーム参加期間にわたって規則的に償却（繰延収益の取崩し）する。

   - 負債は、発生時（排出がされた時点で）に認識するとともに、保有分か不足分（市場からの購入予定分）かを問わず、実際の排出量をカバーするた

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

めに必要な排出枠を毎期末の市場価値によって測定する。

- 資産及び負債は、それぞれ総額で表示する。

(2) 代替案 2(代替案 1 のうち、負債の測定方法について以下の修正を加えた方法)

- 実際の排出量をカバーするために保有する排出枠に関する負債（政府への排出枠引渡義務）は毎期末の簿価（原価モデル：認識時の市場価値、再評価モデル：再評価時の市場価値）で測定するほか、不足する排出枠については毎期末の市場価値で測定する。

(3) 代替案 3（排出枠割当時に、資産及び負債を認識しない方法）

- 当初認識時において、原価で認識及び測定する。排出枠の割当がされる場合、排出枠がゼロで測定されるため、資産（及び負債）が認識されない。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。

- 排出枠は、当初認識後、原価で測定するとともに、減損テストの対象とする。

- 負債は、発生時（排出がされた時点で）に認識する。このうち、実際の排出量をカバーするために保有する排出枠に関する負債（政府への排出枠引渡義務）は毎期末の簿価（原価モデル：認識時の市場価値、再評価モデル：再評価時の市場価値）で測定するほか、不足する排出枠については毎期末の市場価値で測定する。このため、実際の排出量が排出枠を上回るまで、通常、負債は認識されない。

(4) 代替案 4（排出枠割当時に利益を認識する方法）

- 排出枠の割当時に、割当排出枠（無償取得分）を資産として発行日の市場価値で測定するとともに、貸方を収益（初日の利益）として認識する。また、排出枠を購入した場合、支払対価によって資産の測定を行う。

- 資産は、当初認識後、原価又は市場価格のいずれかで測定を行うとともに、減損テストの対象とする。

- 負債は、発生時（排出がされた時点で)、認識を行うとともに、代替案 1 又は 2 の方法によって測定する。

(5) 代替案 5（中国の会計基準設定主体より示された代替案：代替案 1 を基礎としつつ、当初認識後において資産及び負債を公正価値で測定するとともに、評価差額を収益及び負債に認識する方法）

- 当初認識後、「予想される排出量に対する負債」を認識する。また、予想される排出量が排出された場合、「実際の排出量に対する負債」を認識す

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る。

ASAF 会議での議論の概要

5. IASB スタッフ等からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

（代替案 1 をベースとしつつ、会計上のミスマッチを解消する方法を支持する見解）

(1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の特徴は、排出枠と排出量削減義務とが別個に存在すること、また、排出枠を保有するか売却するかについて経営者が選択権を有することである。したがって、資産及び負債は別個に存在することから、総額表示を行うべきである。また、初日に存在するのは、少なくとも利益ではなく負債である。（米国）

(2) 排出枠の性質は、金融資産又はデリバティブに類似する。このため、排出枠の割当時において資産及び負債を認識するとともに、両者は総額表示すべきである。（オーストラリア）

(3) 総額表示した資産及び負債を都度、市場価値（FV）測定することにはヘッジに類似する効果もあるが、市場価値を必ずしも実績ではなく予想に基づいて測定するアプローチも検討すべきである。（カナダ）

（代替案 3 を支持する見解）

(4) 事業モデルがトレーダー（排出枠の売買を目的とする事業モデル）でなく、メーカー（排出枠を生産活動に使用する事業モデル）である場合には、純額表示とすべきである。（イタリア）

（代替案 4 を支持する見解）

(5) 排出枠は市場で売買可能であることに着目し、資産及び負債は総額表示とすべきである。また、排出枠割当初日で、収益を認識することもあり得る。（南アフリカ）

（代替案 5 を支持する見解）

(6) 当該方法によると、資産及び負債から生じる収益及び費用は同額となることから、会計上のミスマッチは生じない。また、事業モデルの相違（トレーダーかメーカーか）によって、会計処理が異なるべきと考えない。（中国）

ASBJ の発言要旨

6. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1) 排出量取引の会計処理は、企業の事業活動の性質に応じて、次の 2 つに分けて考えることが適切である。

① 排出枠が売買目的で保有される場合。この場合、企業は排出枠によって経済的便益を創出する可能性のある権利を有するため、資産が存在する。当該資産は、当該事業活動の性質を反映するように、会計処理されるべきである。

② 排出枠が売買目的で保有されない場合。この場合、企業は排出規制に従うことが要求されるだけで、企業に排出枠から経済的便益を創出する可能性のある権利があるとは言えないため、そもそも資産が存在するか否か疑問である。

その他

7. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(1) キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の会計処理にあたっては、排出枠が市場において売買可能であること等から、資産及び負債が独立して存在し、それらを総額表示することが適切である。また、資産及び負債は毎期末の市場価値で測定し、評価差額は純損益として処理することが適切である。なお、排出枠割当初日に存在するのは義務であって、利益ではないことから、初日において収益を認識することは適切ではない。(IASB 理事)

(2) 仮に、市場価値モデルでなく原価モデルによると、たとえ経済実態が同じ企業であったとしても、財政状態計算書が異なって見えてしまい、投資者にとって理解が困難となるおそれがある。(IASB 理事)

(3) 代替案 5 は、英国 FRC から提案されたモデルと類似するものと考えられる。ただし、本代替案については、当初認識される負債（予想される排出量に対する負債）について、概念フレームワークにおける負債の定義を満たすか等の幾つかの課題があり、追加的な検討が必要である。(IASB 理事)

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。